

太枠内へ所要事項を記入し、
□には✓を付けてください。

次のとおり証明書の交付・閲覧を申請します。

申請年月日	令和	年	月	日
-------	----	---	---	---

申請人
(窓口に来た方)

本人確認できるものをご提示ください

**どなたの証明が
必要ですか**
(所有者又は納税義務者)

何が
必要ですか

印のある証明等
の場合、下欄 も
記入してください

どの資産の証明が必要ですか

使用目的

同意書

（代理人又は法人が、右記「1」～「5」の証明等を申請する場合は記入してください。）

別途委任状添付も可

住 所			
フリガナ		生年月日	大・昭・平 年 月 日
氏 名		電話番号	- -
下欄の人の関係等	☐ 本人 ☐ 同居の親族 ☐ 相続人(続柄:) 戸籍謄本等が必要になる場合があります。 ☐ 代理人又は法人 代理人・法人が下欄「1」-「5」の証明等を申請する場合、欄の記入又は別途委任状が必要です。		

住 所 (所在地)	☐ 申請人に同じ
フリガナ	
氏 名 (名 称)	☐ 申請人に同じ ☐ 単有名義 ☐ 共有名義(外 名) (生年月日：大・昭・平・令 年 月 日)

☐ 資産証明書 (____年度____通) 課税標準額・税額は表示されません。 地目・種類・面積等の確認など 1通 300円～	≪ 関 覧 ≫	☐ 名寄帳(土地・家屋) (____年度____通) 評価額・相当税額・年税額・課税標準額などが表示されます。 1通 300円
☐ 無資産証明書 (____通) 弘前市内に土地・家屋を所有していないことの証明です。裁判所など 1通 300円		☐ 土地台帳 (____通)
☐ 家屋課税台帳に登載ない証明 (____通) 滅失登記など 1通 300円		☐ 家屋台帳 (____通)
☐ 評価証明書 (____年度____通) 土地・家屋の評価額が表示されます。 相続・売買の登記など 1通 300円～		☐ 償却資産課税台帳 (____年度____通)
☐ 公課証明書 (____年度____通) 土地・家屋の相当税額・課税標準額が表示されます。 売買時の税額確認など 1通 300円～		☐ 旧公図 (____通) ☐ 土地異動申告書 (____通) ☐ 地籍図 (____通) 各 1通 300円

☐ 全資産（土地・家屋全部） ☐ 土地全部 ☐ 家屋全部 ☐ 一部（右欄へ所在地番等を記入してください）	土地：弘前市大字 ☐ 別紙のとおり 家屋：弘前市大字
---	--

☐ 登記 (☐ 相続 ☐ 贈与 ☐ その他の登記) ☐ 売買 ☐ 公営住宅入居申請 ☐ 参考資料
☐ 裁判所提出 ☐ 金融機関提出 ☐ 税務署提出 ☐ その他 ()

同意書

私に係る次の証明書等を申請人に交付することに同意します。

1. (無)資産証明書
2. 評価証明書
3. 公課証明書
4. 名寄帳
5. 償却資産課税台帳

令和_____年_____月_____日

住 所
(所在地) _____

氏 名
(名 称) _____



(生年月日：大・昭・平 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

法人その他の団体の場合は、代表者印等を押印してください。法人その他団体以外でも、本人が手書きしない場合は押印してください。

☐ 本人確認 ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ マイナンバーカード ☐ 住基カード ☐ 手帳 ☐ 士証 ☐ その他()						
☐ 納税義務者 ☐ 代理人(☐ 同意書・委任状) ☐ 法人(☐ 代表者印) ☐ 納税管理人(☐ システム) ☐ 借地借家人(☐ 契約書等) ☐ 民事訴訟等申立人 ☐ 民事執行申立人 ☐ 競売・公売買受人 ☐ 成年後見人/保佐・補助人 代理権確認(☐ 登記/ ☐ 審判) ☐ 相続財産清算人・不在者管理人						
☐ 相続人【 _____死亡/続柄:配偶者・子・ _____】 (☐ 戸籍・除籍/ ☐ 法定相続情報/ ☐ 納税義務者代表者/ ☐ 住基システム/ ☐ 市民課確認)						
☐ 賦課期日後の所有者【R _____売買・相続・贈与・ _____より】 (☐ 登記事項証明/ ☐ 売買等契約書/ ☐ 台帳・システム/ ☐ 法務局確認)						
☐ その他 ()						
備考		取扱				
		資産証明(土・家)		☐	300 × 100 × 0 ×	
				☐ 無資 ☐ 家無	300 × 0 ×	
		評価証明(土・家)		☐	300 × 100 × 0 ×	
		公課証明(土・家)		☐	300 × 100 × 0 ×	
		閲覧		名寄帳・償却台帳		300 × 0 ×
				土地・家屋台帳		300 × 0 ×
				公図・申告書等		300 × 0 ×
		手数料 合計				